

【問1】正解4 債務不履行等

1 正しい。

債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、「その期限の到来した後に履行の請求を受けた時」または「その期限の到来したことを知った時」のいずれか早い時から遅滞の責任を負います。例えば、債務者は、その期限が到来したことを知らない場合には、期限到来後に履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負います(民法412条2項)。

2 正しい。

不動産の売主は、買主に対して、その不動産を引き渡し、登記を移転する債務を負っています。そして、不動産の二重売買において、一方の買主が登記を具備したときは、他方の買主に対して登記を移転する債務は履行不能となります。したがって、BはAに対して債務不履行に基づく損害賠償請求をすることができます(560条、412条の2第1項、415条1項、判例)。

3 正しい。

債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなされます。したがって、Bは、Aに対し、履行不能によって生じた損害の賠償を請求することができます(413条の2第1項、415条1項)。

4 誤り。

債権者が債務の履行を受けることを拒み、または受けることができないこと(受領遅滞)によって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担となります(413条2項)。

【問2】正解1 債務不履行

1 正しい。

不動産売買における、売主の所有権移転登記に協力する債務と、買主の代金支払債務は、特別の約定がない限り、同時履行の關係に立ちます。そして、債務者は、同時履行の抗弁権を主張して債務の履行を拒んだときは、履行遅の責任を負いません。したがって、Bは、特別の約定がない限り、甲建物の登記の移転に係る履行の提供を受けていないことを理由として、Aに対して代金の支払を拒んでも、履行遅の責任を負いません(民法533条、判例)。

2 誤り。

当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができます。そして、この損害賠償額の予定が暴利行為として公序良俗違反となるときは、裁判所は、その額を減額することができます(420条1項、90条、判例)。

3 誤り。

債務の不履行またはこれによる損害の発生もしくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任およびその額を定めます(過失相殺)。そして、当事者が債務の不履行について損害賠償の額を予定した場合にも、この過失相殺の規定は適用されます(418条、420条1項、判例)。

4 誤り。

金銭の給付を目的とする債務(金銭債務)の不履行による損害賠償については、債務者は、不可抗力(債務者の責めに帰することができない事由によること)をもって抗弁とすることができません(419条3項)。

【問3】正解2 契約の解除

1 正しい。

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができます。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、契約の解除をすることができません(民法541条)。

2 誤り。

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、債務の全部の履行が不能であっても、契約の解除をすることができません(543条、542条1項1号)。

3 正しい。

債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合には、債権者は、履行の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができます(542条1項2号)。

4 正しい。

本肢の場合は、履行期に履行されないと、債権者にとって無価値であることから、催告なしに解除することを認めました。いわゆる定期行為の履行遅滞による解除権です(542条1項4号)。

【問4】正解1 契約の解除

ア 誤り。

建物の売買契約が解除された場合、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務(原状回復義務)を負います。この場合、売主が代金を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければなりません。したがって、Aは、Bに対して代金を返還するときは、受領時からの利息を付さなければなりません(民法545条1項・2項)。

イ 誤り。

建物の売買契約が解除された場合、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務（原状回復義務）を負います。この場合、買主が建物を返還するときは、その受領の時に以後に生じた果実をも返還しなければなりません。したがって、Bは、甲建物の受領時以後の使用料相当額もAに返還しなければなりません(545条1項・3項)。

ウ 正しい。

建物の売買契約が解除された場合、売主の代金返還債務と、買主の建物返還債務は、同時履行の關係に立ちます。つまり、両当事者の原状回復義務は、同時履行の關係に立ちます(546条、533条)。

エ 誤り。

建物の売買契約を解除しても、解除前に目的物を取得した第三者の権利を害することはできません。この場合において、第三者は、登記を備えれば、保護されます。

したがって、Aは、登記を備えたCに対して甲建物の返還を請求することはできません(545条1項、判例)。よって、正しいものはウのみであり、正解は1となります。

【問5】正解1 債務者の危険負担等

1 正しい。

事者双方の責めに帰することができない事由(地震)によって債務者(売主)が債務を履行することができなくなったときは、債権者(買主)は、反対給付の履行(代金の支払い)を拒むことができます。したがって、Bは、代金の支払いを拒むことができます(民法536条1項)。

2 誤り。

債権者の責めに帰すべき事由(買主の失火)によって債務者(売主)が債務を履行することができなくなったときは、債権者(買主)は、反対給付の履行(代金の支払い)を拒むことができません。したがって、Bは、代金の支払いを拒むことができません。なお、この場合において、債務者(売主)は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者(買主)に償還しなければなりません(536条2項)。

3 誤り。

債権者の責めに帰すべき事由(注文者の失火)によって債務者(請負人)が債務を履行することができなくなったときは、債権者(注文者)は、反対給付の履行(報酬の支払い)を拒むことができません。したがって、Aは、報酬の支払いを拒むことができません。なお、この場合において、債務者(請負人)は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者(注文者)に償還しなければなりません(536条2項)。

4 誤り。

債権者の責めに帰すべき事由(委任者の責めに帰すべき事由)によって債務者(受任者)が債務の一部の履行をすることができなくなったときは、債権者(委任者)

直前対策 第5回 解答・解説

(有)拓明館

は、反対給付の履行(未履行分の報酬の支払い)を拒むことができません。したがって、A は、未履行分の報酬の支払いを拒むことができません。なお、この場合において、債務者(受任者)は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者(委任者)に償還しなければなりません(536 条 2 項)。

【問6】正解 2 弁済

1 正しい。

弁済の提供は、債務の本旨に従って現実になければなりません(現実の提供)。ただし、債権者があらかじめその受領を拒んでいるときは、弁済の準備をしたことを通知してその受領を催告すれば(口頭の提供をすれば)足りります(民法 493 条)。

2 誤り。

弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とします。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、「債権者」の負担とします(485 条)。

3 正しい。

弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができます。なお、弁済をする者は、この受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができます。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、電磁的記録の提供を請求することができません(486 条)。

4 正しい。

弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができません。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、債務者の意思に反して弁済をすることができます(474 条 2 項)。

【問7】正解 2 弁済

1 誤り。

抵当不動産の第三取得者は、被担保債権に係る弁済について法律上の利害関係を有するので、「弁済をするについて正当な利益を有する者」に該当します。したがって、第三取得者 C は、被担保債権に係る債務者 B の意思に反しても、債権者 A に対して弁済をすることができます(民法 474 条 2 項、判例)。

2 正しい。

借地上の建物の賃借人は、その敷地の地代の弁済について法律上の利害関係を有するので、「弁済をするについて正当な利益を有する者」に該当します。したがって、借地上の建物の賃借人 C は、その敷地の賃借人 B の意思に反しても、その敷地の地代の弁済をすることができます(474 条 2 項、判例)。

3 誤り。

弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所において、しなければなりません(484条1項)。

4 誤り。

債務者のために弁済をした者は、債権者に代位します。この場合、「弁済をするについて正当な利益を有する者」は、債権者から債務者への通知または債務者の承諾がなくとも、債権者に代位する旨を債務者に主張することができます。なお、「弁済をするについて正当な利益を有する者でない者」は、債権者から債務者への通知または債務者の承諾がなければ、債権者に代位する旨を債務者に主張することができません(499条、500条、467条)。

【問8】正解2 弁済

1 正しい。

受領権者(債権者および法令の規定または当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいいます)以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が書意無過失のときに限り、その効力を有します(民法 478条)。

2 誤り。

肢1の場合を除き、受領権者以外の者に対してした弁済は、債権者がこれによって利益を受けた限度においてのみ、その効力を有します。したがって、当該弁済の受領者が当該受領物を債権者に引き渡したときは、当該弁済は有効になります(479条)。

3 正しい。

不動産の所有権をもって代物弁済の目的とする場合、その代物弁済による債務消滅の効果は、原則として、所有権移転登記の完了によって生じ、単に所有権移転の意思表示をただけでは、債務消滅の効果は生じません(482条、判例)。

4 正しい。

弁済者は、過失なく債権者を確知することができない場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができます。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅します(494条)。

【問9】正解3 相殺

1 正しい。

自働債権の弁済期が到来していれば、受働債権の弁済期が到来していなくても、受働債権について期限の利益を放棄して、相殺をすることができます。したがって、Aは、当該貸金債権について期限の利益を放棄して、Bに対して相殺の意思表示をすることができます(民法 505条1項、136条、判例)。

2 正しい。

時効によって消滅した債権が、その消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、その債権者は、相殺をすることができます。したがって、B は、当該貸金債権が時効によって消滅した後も、A に対して相殺の意思表示をすることができます(508 条)。

3 誤り。

人の生命または身体の侵害による損害賠償の債務の債務者(加害者)は、相殺をもって債権者(被害者)に対抗することができません。しかし、この場合の債権者(被害者)は、相殺をもって債務者(加害者)に対抗することができます。したがって、B は、A に対して相殺の意思表示をすることができます(509 条 2 号、判例)。

4 正しい。

差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできませんが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができます。したがって、B は、当該貸金債権による相殺をもって C に対抗することができます(511 条 1 項)。